

シンポジウム

「原発を語る自由はあるのか～言論を萎縮させる見えない力～」

人権擁護委員会 報道と人権部会 部会長 西岡 弘之 (52 期)

2012年4月11日、弁護士会館クレオにおいて、東京弁護士会人権擁護委員会主催の「原発を語る自由はあるのか～言論を萎縮させる見えない力～」と題するシンポジウムが開催された。

当会では、昨年8月より、メディアの原発問題に関する報道の姿勢——特に昨年3月の福島原発事故後における報道内容等——に関する問題を中心に「原発報道について」とのテーマで勉強会を重ねてきた。勉強会において、メディアが、福島第一原子力発電所で発生した事故と、それがもたらした被害の実態、また、原子力発電の安全性などについて十分に伝えてこなかったのではないかという問題を議論する中で、社会の中に原発問題についての意見を発言する自由が制限されている風潮があるのではないかと、といった問題意識が浮かびあがってきた。このような観点から、原発に反対できない日本の構造を明らかにするとともに、この国で原発に反対するとどのようなことが起きるかといったことについてパネルディスカッションを通じて探りたいと考え、このシンポジウムを開催することとしたものである。

シンポジウムでは、原発反対の声を上げ、様々な反原発活動に身を投じたことなどから、本業である俳優業に少なからぬ支障をきたされた山本太郎氏と、元朝日新聞記者で、朝日新聞社在職中、電力担当として原発や東京電力などに対する多くの取材をおこなってこられた経験から、「東電帝国 その失敗の本質」(文春新書)を執筆された志村嘉一郎氏の2名をパネリストとして呼び、当会で原発問題に関する勉強会を中心的に進めてきた佃克彦委員が司会を務め、原発に反対したらどのようなことが起きるかといったことなどを中心にお二人のパネリストの方からお話をお伺いした。

志村氏からは、地域独占体制のもと、電気料の値上げも



比較的自由にできる電力会社が、潤沢な資金を用い、あるいは天下り先を用意することで、政治家、学会、行政を味方につけ、また、多額の広告費を支払うことでメディアに対しても支配力を及ぼし、原発安全神話を作り上げてきたという仕組みについて、具体的な事例やデータなどを挙げながら分かり易くご説明いただいた。

また山本氏の、「事故直後より原発政策に対する危機感を強く抱いていたものの、仕事への影響などを考え、直ぐに原発反対の意見を表明できず、夜も眠れないほどの葛藤にさいなまれ続けていた」とのお話や、「反原発発言によって出演が決まっていたドラマを降板になった件については、当時、電力会社等、外部からの具体的な圧力があつたのではなくテレビ局内の気遣い、それも、局全体としての方針などではなく、『現場の空気読み』のようなものが原因ではないかと思われる」とのお話などからは、マスコミ業界の隅々にまで、電力会社からの有形無形の圧力が染み渡っていたという状況をうかがうことができた。

会場には、弁護士のみならず、メディア関係者、学者、一般市民の方々等、多数参加され、質問用紙を通じての質問も多数いただき、会場も含めた熱いパネルディスカッションとなった。